

各県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長

学校における盗難の対応について（通知）

日頃から学校における盗難等の防止については十分御配慮いただいているところですが、今般、複数の県立高等学校において、校内での盗難事案が複数件発生しているとの報告を受けているところです。これまでの事例では、盗難が1度発生した場合は、同様の被害が複数件生じているケースが多くなっていることから、再発防止を第一に考え、迅速で適切な初期対応を行うことが重要であると考えます。

については、下記のとおり、事案が発生した際の対応例を改めて示しましたので、参考とし、未然防止はもとより、再発防止に向けた適切な対応がなされるよう御尽力をお願いします。

記

【初期対応の例】

- 1 事案が発生した場合、警察へ連絡し、再発防止策等について相談をする。
 - ※ 被害児童生徒及び保護者に被害届の提出を打診する。
 - ※ 学校は、建造物侵入の被害等を視野に相談することが考えられる。
 - ※ 年度始めに、管理職が所轄警察署の生活安全課長等に挨拶も含め、学校警察連絡制度に基づいた対応等について打ち合わせておくなど、警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連絡体制を構築しておく。
- 2 （一定の期間）移動教室時の空き教室や部室等の施錠を徹底する。
- 3 （一定の期間）教職員による巡回を行う。
- 4 児童生徒に、教室に貴重品を置いたままにさせないなど、貴重品を適切に管理させる。
- 5 保護者にも協力を得て、高額な金品等を学校に持ち込まないように指導を行う。
- 6 盗難事案が校内で発生した場合は、関係する児童生徒及び保護者には、学校の対応方針（上記対応等）を説明し、理解が得られるよう努める。

担 当
教育振興部児童生徒安全課
安全班 指導主事 井桁 剛志
電 話 043-223-4091
生徒指導・いじめ対策室 指導主事 高中 俊一
電 話 043-223-4054

教児安第852号
令和5年3月3日

各教育事務所長 様

教育振興部児童生徒安全課長

学校における盗難の対応について（通知）

このことについて、別添写しのとおり県立学校長宛てに通知しました。
については、貴域内市町村教育委員会に対し、同様の事案の参考にさせていただくよう周知願います。

担 当
教育振興部児童生徒安全課
安全班 指導主事 井桁 剛志
電 話 043-223-4091
生徒指導・いじめ対策室 指導主事 高中 俊一
電 話 043-223-4054



教児安第852号
令和5年3月3日

各県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長

学校における盗難の対応について（通知）

日頃から学校における盗難等の防止については十分御配慮いただいているところですが、今般、複数の県立高等学校において、校内での盗難事案が複数件発生しているとの報告を受けているところです。これまでの事例では、盗難が1度発生した場合は、同様の被害が複数件生じているケースが多くなっていることから、再発防止を第一に考え、迅速で適切な初期対応を行うことが重要であると考えます。

については、下記のとおり、事案が発生した際の対応例を改めて示しましたので、参考とし、未然防止はもとより、再発防止に向けた適切な対応がなされるよう御尽力をお願いします。

記

【初期対応の例】

- 1 事案が発生した場合、警察へ連絡し、再発防止策等について相談をする。
 - ※ 被害児童生徒及び保護者に被害届の提出を打診する。
 - ※ 学校は、建造物侵入の被害等を視野に相談することが考えられる。
 - ※ 年度始めに、管理職が所轄警察署の生活安全課長等に挨拶も含め、学校警察連絡制度に基づいた対応等について打ち合わせておくなど、警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連絡体制を構築しておく。
- 2 （一定の期間）移動教室時の空き教室や部室等の施錠を徹底する。
- 3 （一定の期間）教職員による巡回を行う。
- 4 児童生徒に、教室に貴重品を置いたままにさせないなど、貴重品を適切に管理させる。
- 5 保護者にも協力を得て、高額な金品等を学校に持ち込まないように指導を行う。
- 6 盗難事案が校内で発生した場合は、関係する児童生徒及び保護者には、学校の対応方針（上記対応等）を説明し、理解が得られるよう努める。

担 当

教育振興部児童生徒安全課

安全班 指導主事 井桁 剛志

電 話 043-223-4091

生徒指導・いじめ対策室 指導主事 高中 俊一

電 話 043-223-4054